

食品添加物表示 Q & A

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
(平成3年6月)
(平成19年10月一部改正)

1 表示すべき食品添加物の範囲

(問1) 「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」(以下「一般飲食物添加物リスト」という。)に収載されていない食品は、添加物の目的で使用しても、食品添加物表示は不要と解してよいか。

(答)

食品添加物の目的で使用した場合は、当該物が食品であっても、食品添加物としての表示が必要である。

(問2) アミノ酸液はどのように表示すればよいか。

(答)

動植物蛋白を加水分解して得られたアミノ酸液のように、個々のアミノ酸まで単離せず種々のアミノ酸等が複合した状態を保っているものは、肉エキスと同様に食品として扱われており、添加物表示は不要である。一方、アミノ酸液にL-グルタミン酸ナトリウム等の添加物が添加されている場合や調味料の用途に使用されるものの内、L-グルタミン酸ナトリウムやD-アラニン等のように単一の成分からなるアミノ酸には、添加物表示が必要である。

(問3) 寒天を使用した食品において、「寒天」はどのように表示すればよいか。

(答)

寒天を食品として使用する場合には、食品添加物表示は不要である。なお、食品添加物としての目的で使用する場合には、食品添加物としての表示が必要である。

2 食品添加物表示を行う食品の範囲

(問4) 食品添加物表示の義務のある食品はどのような範囲か。

(答)

食品添加物表示を行う食品の範囲は、食品衛生法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3に掲げる食品並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規

定されている食品である。ただし、施行規則別表第7の上欄に掲げる作物である食品については、省略することができる。

3 表示の方法

(1) 一般的事項

(問5) 一括名又は食品添加物の機能を示す名称を物質名表示を行なった上で、付記してもよいか。

(答)

施行規則に基づく添加物表示が適正になされていれば、それに付加して表示を行なうことは差し支えない。ただし、一括名を付加的に用いる場合には、表示する当該添加物は一括名の範囲の食品添加物であることを要し、また、食品添加物の機能を示す名称についても消費者に誤解を与えるようなものは使用しないよう指導されたい。

(問6) 一括名の表示に、使用した食品添加物の名称を付記してもよいか。
(例) 酸味料(クエン酸等)、乳化剤(レシチン)

(答)

施行規則に基づき、一括名が適正に使用されている場合には差し支えない。ただし、例示する食品添加物については、効果の高いものから順に表示を行うとともに、複数のものを使用しているにもかかわらず、単品のみ使用しているかのような表現(例: レシチン以外に乳化剤を使用していながら、乳化剤(レシチン)と表示する等)は使用しないよう指導されたい。

(問7) 塩化マグネシウム又は塩化マグネシウム含有物を使用した場合、付加的に「(にがり)」を表示してもよいか。

(答)

一般に、「にがり」は塩化マグネシウムを主成分とする海水から塩をとった残留物をいい、古くから豆腐を固める材料等としても用いられることから、食塩に粗製海水塩化マグネシウムを使用した場合及び豆腐を固める目的で塩化マグネシウム又は粗製海水塩化マグネシウムを使用した場合に限り、当該付加表示を行っても差

し支えない。

(2) 物質名表示

(問8) パラオキシ安息香酸エステル類をパラベンと表示できるか。

(答)

できない。簡略名は、「食品衛生法に基づく添加物の表示について」(平成8年5月23日付け衛化56号厚生省生活衛生局長通知)の別紙1に示された名称を使用すること。

(問9)「香辛料抽出物」の表示に際して、個別の原材料名を付与した名称である「香辛料(基原物質名)+抽出物」(例えば「コショウ抽出物」)を用いてもよいか。

(答)

香辛料を原材料とし、香辛味の付与の目的で使用される食品添加物の表示は「香辛料抽出物」又は「スパイス抽出物」(食品への表示においては簡略名、又は類別名である「スパイス」、「香辛料」も使用できる。)を用い、その他の名称は使用できない。

(3) 用途名併記

(問10) 醤油に使用されたエタノールは保存料として表示すべきか。

(答)

醤油に一般に使用されているエタノールは、安息香酸、ソルビン酸等の保存料と同等の効果を有するレベルでないことから、物質名を表示すれば足りる。

(4) 一括名

(問11) 調味料(アミノ酸、核酸)と表示することができるか。

(答)

施行規則第21条第11項に基づく別表第8に調味料としてアミノ酸と他の種類

のものを二種以上使用した場合の表示は、「調味料(アミノ酸等)」と表示することが規定されているが、「等」の部分を具体的に表示しても差し支えない。

(問12) 豆乳に膨張を目的として炭酸水素ナトリウムを添加して油揚げを製造した場合「膨張剤」の一括名を使用できるか。また、「ふ」の場合はどうか。

(答)

いずれも一括名を使用できる。他に「がんもどき」にも使用できる。

4 表示の免除

(問13) カステラ等の包装時の保存のため、二酸化炭素でガス置換する場合、当該食品添加物の表示は必要か。

(答)

食品中に残存しないことから、加工助剤に該当し、表示は免除される。

5 食品添加物製剤の表示

(問14) エタノールを主要成分とする製剤の成分重量パーセントはどのように表示すればよいか。

(答)

アルコール事業法に定義されるアルコールで発酵アルコール(以下「アルコール」という。)は、一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものであり、一般飲食物添加物リストの品名を表示すること。

また、エタノールは容量パーセントでなく、重量パーセントで表示すること。

なお、アルコールの製剤に変性剤として含まれている香料は、着香による不可飲措置のためであり、着香の目的と解され、成分重量パーセントの表示は省略できるものであること。

(問15) すし揚げを醤油、砂糖等で調味したものに豆腐用凝固剤の表示は必要か。

(答)

豆腐用凝固剤は調味工程を経て、最終食品では効果を有しないと考えられ、キャリアオーバーに該当する。

(問 16) ベニコウジ色素に抽出溶剤として含まれるエタノールは表示する必要があるか。

(答)

色素部分と分離できない状態にある抽出溶剤については、抽出溶剤を含め当該物を原体として取り扱うことから、表示は不要である。

(問 17) 窒素と二酸化炭素の製剤において成分分量はどのように表示したらよいか。

(答)

使用時には、容量パーセントの表示が必要とされることから、容量パーセントの表示で差し支えない。